

## §7 証明書の内容

(1) 署名キー証明書は次のデータを含まなければならない：

1. 署名キー所持者の名前；混同の危険がある場合は何か追加する。もしくは署名キー所持者に属する混同の危険のない仮名、但し仮名であることが分かるものでなくてはならない
2. その属する公開署名キー
3. 署名キー所持者の公開のコードおよび証明書発行機関の公開のコードを使用するためのアルゴリズムの名称
4. 証明書の通し番号
5. 証明書の有効期間の開始と終了
6. 証明書発行機関の名前
7. 署名キーの利用は特定の種類と範囲に限られているかどうかの記載

(2) 第三者に対する代行権に関するデータおよび職業法上その他の許可に関するデータは署名キー証明書にも付加証明書にも書き入れることができる。

(3) 署名キー証明書にこのほかのデータを入れるには当人の同意が必要である。

## §8 証明書の差し止め

証明書発行機関は以下の場合証明書を差し止めなければならない：署名キー所持者あるいはその代行者がそれを要請したとき、証明書が§7に関し誤ったデータに基づき作成されたとき、証明書発行機関がその営業を停止し、他の証明書発行機関によって引き継がれなかったとき、あるいは所轄官庁が§13、5項2段に基づき差し止めを指示したとき。差し止めには、それが効力を発する時点に記載しなければならない。遡及差し止めは許容されない。

(2) 証明書が第三者のデータを含む場合、この第三者も差し止めを求めることができる。

(3) 所轄官庁は、証明書発行機関がその営業を停止するか、あるいは許可が撤回されるか、取消しとなった場合、その§4、5項により発行された証明書を差し止める。

## §9 日付印

証明書発行機関は要望があればデジタルデータに日付印を押すこと。§5、5項1および2段が準用される。

## §10 ドキュメント

証明書発行機関はこの法律および§16の法規命令を守るための安全対策および発行した証明書をドキュメント化し、データとそれが真であることをいつでもチェックできるようにすること。

## §11 営業停止

(1) 証明書発行機関はその営業を停止した場合、これをできるだけ早く所轄官庁に連絡し、営

業停止の時点で有効な証明書を他の証明書発行機関が引き継ぐか、あるいはそれを差し止めるよう手続をしなければならない。

(2) 証明書発行機関は§10 記載のドキュメントを証明書引き継ぎの証明書発行機関かあるいは所轄官庁に引き渡さなければならない。

(3) 証明書発行機関は破産または和議手続開始申請を所轄官庁に連絡しなければならない。

#### §12 データ保護

(1) 証明書発行機関は個人データを直接本人の許でのみ、そして証明書の目的に必要なだけ収集することが許される。第三者でのデータ収集は本人の同意があるときだけ許容される。この第1段に挙げた以外の目的にデータを使うことが許されるのは、この法律あるいは他の法規がそれを許容するか、あるいは本人が同意を与えた場合のみである。

(2) 仮名を持つ署名キー所持者の場合、証明書発行機関は仮名の本人を、それが犯罪行為あるいは規則違反の追求、公共安全・秩序に対する危険の防止、もしくは連邦および州の憲法擁護庁、連邦情報局、軍事防諜機関あるいは税関刑事局の法的使命の履行に必要な限りにおいて、要請に基づき所轄の機関に教示しなければならない。その教示事項は記録すること。要請官庁は、法的使命の履行にもはや支障がなくなったか、あるいは署名キー所持者の教示への関心が強ければ、署名キー所持者に仮名の本人を知ったことを教示すること。

(3) 連邦データ保護法§38 はデータ保護規定違反の疑いのない場合でも監察を行うことが許されるとの条件で準用される。

#### §13 監察と義務履行

(1) 所轄官庁は証明書発行機関に対しこの法律と法規命令の履行確保のための措置を講じることができる。そのため所轄官庁は特に不適切な技術的コンポーネント利用を禁止し、証明書発行機関の営業を一時的に全面的あるいは一部禁止することができる。§4 記載の許可を持っているような印象を与えるが、実際はそうでない人間には証明書発行の仕事を禁止することができる。

(2) 1項1段記載の監察の目的で証明書発行機関は、所轄官庁に通常営業時間中に業務・営業室への立ち入りを認め、要請があれば問題となる帳簿、記録、領収書、諸文書その他の書類を閲覧させ、質問に答え、必要な支援を与えなければならない。質問に答える義務のある者は、回答が彼自身、あるいは民事訴訟法§383、1項No.1~3 記載の近親の1人を、犯罪行為による訴追の危険、あるいは規則違反に関する法律による訴訟の危険にさらす場合、回答を拒否することができる。質問に答える義務のある者にはこの権利を教示すること。

(3) この法律もしくは法規命令の義務不履行の場合、あるいは許可拒否の理由が生じた場合には所轄官庁は、1項2段の措置に成功の見込みがないとき、与えた許可を取り消さなければならない。

(4) 許可撤回あるいは取消しの場合、あるいは証明書発行機関の営業停止の場合、所轄官庁は他の証明書発行機関による営業の引継ぎ、あるいは署名キー所持者との契約の履行を確保しなけ

ればならない。これは、許可された営業が継続されない場合、破産または和議手続開始申請についてもあてはまる。

(5) 証明書発行機関によって発行された証明書の有効性は許可撤回あるいは取消しの影響を受けない。証明書が偽造されているとか、あるいは十分に偽造防止されていないとか、あるいは署名キーの利用に使われる技術コンポーネントに安全上の欠陥があるため、デジタル署名法がひそかに偽造されるとか、署名されたデータがひそかに改変されるとかの恐れが事実によって確認されれば、所轄官庁は証明書の差止めを指示することができる。

#### §14 技術コンポーネント

(1) 署名キーの作成とメモリー、およびデジタル署名法の作成とチェックのため、デジタル署名法の偽造と署名されたデータの改変を確実に発見し、個人の署名キーの不正使用を防ぐ、安全措置を伴った技術コンポーネントが必要である。

(2) 署名されるデータの表示には、デジタル署名法の作成を前もって明確に示し、デジタル署名法がどのデータに属するかを明らかにする、安全措置を伴った技術コンポーネントが必要である。署名されたデータのチェックには、署名されたデータが改変されていないか、デジタル署名法はどのデータに属するか、デジタル署名法はどの署名キー所有者に属するかを示す安全措置を伴った技術コンポーネントが必要である。

(3) 署名キー証明書を§5、1項2段によりチェックし、あるいは呼び出しできるよう用意しておく技術コンポーネントでは、証明書リストを不正改変と不正呼出しに対して保護するための安全措置が必要である。

(4) 1～3項の技術コンポーネントでは、それらが最新の技術によって十分にチェックされいること、また要求が満たされていることが所轄官庁の認可した機関によって確認されていることが必要である。

(5) 他の EU 加盟国あるいはヨーロッパ経済地域 (EEA) 条約の他の加盟国で通用している規定または要求事項により正規に作成されるか、あるいは流通させられ、同じ安全性を保証する技術コンポーネントにおいては、1～3項の安全技術レベルに関する要求は満たされていると仮定してよい。個々のケースで問題があれば、所轄官庁の要求により、この1段の要求が満たされていることを証明することが必要である。1～3項の意味での安全技術レベルに関する要求の証明に所轄官庁によって認可された機関の証明書の提出が義務づけられている場合、他の EU 加盟国あるいはヨーロッパ経済地域 (EEA) 条約の他の条約国で認可されている機関による証明書も、これらの機関の検査報告の依拠している技術要求、検査、検査方法が所轄官庁の認可した機関のそれと同等であれば、認められる。

#### §15 外国の証明書

(1) 他の EU 加盟国あるいはヨーロッパ経済地域 (EEA) 条約の他の条約国の証明書のついた公開の署名キーでチェックできるデジタル署名法は、同程度の安全性があるかぎり、この法律のデ

デジタル署名法と同価値とみなされる。

(2) 1項は国際的あるいは2国間協定が締結されている場合、他の国にも適用される。

#### §16 法規命令

連邦政府は、法規命令によって§3～15の実施に必要な以下に関する法規を公布する権限を与えられる：

1. 許可の付与、撤回、取消の方法および証明書発行機関営業停止の際の処置の詳細
2. §4、6項記載の要手数料事項と手数料の額
3. 証明書発行機関の義務の詳細
4. 署名キー証明書の有効期間
5. 証明書発行機関監査の詳細
6. 技術コンポーネントへの要求の詳細、技術コンポーネントの検査、要求が満たされているとの証明
7. 期間および新しいデジタル署名法をつける方式

#### 第4条 刑法の改正

1987年3月10日公告の条文での刑法（連邦官報 I、p. 956、1160）は、前回1997年7月1日付法律によって改正され（連邦官報 I、p. 1607）、今回以下のように変更する：

1. §11、3項は以下のように変更する：  
「(3) この項に関連する規定においては、録音・画像媒体、データメモリー、写真、その他の表現形式は文書と対等である」
2. §74dは以下のように変更する：
  - a) 3項で「文書」のあとに「(§11、3項)」をつけ加える。
  - b) 4項で「少なくとも1個」は「1つの文書 (§11、3項)、または少なくとも一個の文書」で置き換える。
3. §86、1項で「実施する」のあとに「あるいはデータメモリーで一般に公開する」をつけ加える。
4. §184は以下のように変更する：
  - a) 4項で「実際の」のあとに「あるいは現実に近い」をつけ加える
  - b) 5項1段で「実際の」のあとに「あるいは現実に近い」をつけ加える。

#### 第5条 規則違反に関する法律改正

1987年2月19日公告の条文での規則違反に関する法律（連邦官報 I、p. 602）は、前回1997年6月18日付法律第19条によって改正され（連邦官報 I、p. 1430）、今回以下のように変更する：

1. §116、1項、§120、1項 No. 2、§123、2項1段で、それぞれ「画像媒体」のあとにコンマと

「データメモリー」を挿入する。

2. §119 は以下のように変更する：

a) 1項 No. 2 で「表現形式」のあとに「あるいはデータメモリーの公開によって」をつけくわえる

b) 3項で「画像媒体」のあとにコンマと「データメモリー」を挿入する。

#### 第6条 青少年危険文書の流布に関する法律の変更

1985年7月12日公告の条文での「青少年危険文書の流布に関する法律」（連邦官報 I、p. 1502）は、前回1994年10月28日付法律第16条1項によって改正され（連邦官報 I、p. 3186）、今回以下のように変更する：

1. 法律の名前を以下のように変更する：

「青少年危険文書・メディア媒体の流布に関する法律」

2. §1、3項は以下のように変更する：

「(3) 録音・画像媒体、データメモリー、写真、その他の表現形式は文書と対等である。ラジオ放送国家条約§2によるラジオ放送、およびメディアサービス国家契約の1997年1月20～2月7日の条文の§2による配布サービスおよび呼出しサービスでの内容的オッフアは、ジャーナリズムによる一般世論形成が中心になっている限り、この法律の意味での文書ではない」

3. §3は以下のように変更する：

a) 1項 No. 3の最後のピリオドはコンマに変え、以下のNo. 4をつけ加える：

「電子情報・通信サービスによって広め、利用提供その他、一般に公開する」

b) 2項に以下の文をつけ加える：

「1項 No. 4は、技術手段によって国内でのオッフアまたは流布が成年の利用者に限定できるような処置がとられた場合、適用されない」

4. §5、3項は以下のように変更する：

「(3) 2項は次の場合適用されない：

1. 行為が該当の売買部門との取引で行われるとき、

2. 技術的手段その他で、子供や青少年に手に渡ったり、子供や青少年がそれを知ることが防止されているとき」

5. §7のあとに次の§7aをつけ加える：

「§7a 青少年保護専門委員

電気通信による伝達を手段とする電子情報・通信サービスを営業目的で利用提供する者は、それが一般にオッフアされ、青少年に危険な内容を持つ可能性があるとき、青少年保護専門委員を依頼しなければならない。青少年保護専門委員は利用者にとっての相談相手であり、青少年保護の問題でサービス提供者に助言を与える。サービス提供者は青少年保護専門委員をしてオッフア企画と一般利用条件作成に協力させる。青少年保護専門委員はまたサービス提供者にオッフアの制限を提案することができる。この1段記載のサービス提供者の義務は、サービス提供者が、自発

的な自主監察組織に2～4段の問題を委託することによっても果たすことができる。」

6. §21、1項 No. 3の後に次のNo.をつけ加える：

「3a. §3、1項 No. 4に反して流布させ、利用提供その他、みなに行き渡らせる」

7. §18 は次のように変更する：

「§18

(1) 文書は§3～5の制限を受けるが、リストに入れられた文書と全く同じかあるいは、内容的に同じであれば、リストに入れ、公告する必要はない。裁判所が法的拘束力のある決定で、ある文書がポルノグラフィであるか、あるいは刑法§130、2項あるいは§131に記載した内容であることを認めた場合も、同じ原則が適用される」

(2) 1項の前提条件が満たされているかどうか不明なときは、委員長は連邦監査局の判断をあおぐ。申請 (§11, 2項1段) は不必要である。§12が準用される。

(3) 文書がリストに入れられれば、§19が準用される。

8. §18aは抹消する。

9. §2は次のように変更する：

a) 従来のテキストは1項となる。

b) 次の2項がつけ加えられる：

「(2) リスト収録が明らかに問題にならなければ、委員長は訴訟手続を中止することができる」

10. §21a、1項は次のように変更する：

「(1) 次の者は規則違反である：

1. §4、2項2段に反して購入者に販売制限を教示しない

2. §7a、1項1段に反して青少年保護専門委員を依頼しない、あるいは自発的な自主監察組織にこれらの問題を委託しない」

## 第7条 著作権法改正

1965年9月9日付著作権法(連邦法官報 I, p. 1273)は、前回1996年7月19日付法律(連邦法官報 I, p. 1014)5条によって改正され、今回以下のように変更する：

1. §4は次のように変更する：

「§4 集成作品とデータベース作品

(1) 作品、データ、あるいはその他の独立した要素の集成は、要素の選択あるいは配列ゆえに個人の精神的創作(集成作品)であり、個々の要素に著作権あるいはそれに類した保護法がある場合でもそれとは無関係に、独立した作品のように保護される。

(2) この法律の意味でのデータベース作品とは、その要素が組織的にあるいは一定の方式で並べられ、電子的手段あるいは他の方法で個々にアクセスできるような集成である。データベース作品を作るためのコンピュータプログラム、あるいはその要素へのアクセスを可能にするため使われるコンピュータプログラム (§69a) はデータベースに属さない」

2. §23, 2段は次のように変更する：

- a) 「諸芸術」のあとの「あるいは」はコンマで置き換える。
- b) 「建築芸術」のあとに「あるいはデータバンク作品の処理または改造」をつけ加える。

3. §53 は次のように変更する：

a) 4項のあとに次の5項をつけ加える：

「(5) 1項および2項No. 2~4は個々の要素が電子的手段によってアクセスできるデータバンク作品には適用されない。2項No. 1は、学術的利用を営業目的にしないという条件でそのようなデータバンク作品に適用される。」

b) 従来の5、6項は6、7項となる。

4. §55のあとに次の§55aをつけ加える：

「§55a データバンク作品の利用

以下の者によるデータバンク作品の処理およびコピーは許容される：著作権者の同意のもとに売却によって流通させられたデータバンク作品コピーの所有者、あるいは他のルートによりその使用の権利を有する者、あるいは著作権者との間で、もしくは著作権者の同意により第三者との間で締結された契約に基づきデータバンク作品にアクセスできる者。これらの者には、データバンク作品の要素へのアクセスのため、あるいはその通常の利用のために処理ないしコピーが必要な場合に限って許容される。この1段による契約に基づきデータバンク作品の一部のみアクセスできる場合、その部分の処理あるいはコピーだけが許容される。これに反する契約的合意は無効である。」

5. §63, 1項は次のように変更する：

a) 1段のあとに次の2段を挿入する：

「§53, 2項No. 1および3項No. 1のケースでのデータバンク作品のコピーについても同じである」

b) 従来の2、3段は3、4段となる。

6. §87のあとに次の章を設ける：

「第6章 データバンクメーカーの保護

§87a 用語説明

(1) この法律の意味でのデータバンクとは作品、データあるいはその他の独立の要素の集成であり、これらの要素は組織的にあるいは一定の方式で並べられ、電子的手段あるいは他の方法で個々にアクセス可能であり、その調達、チェック、表現には、種類あるいは規模の点で、大きな投資が必要である。その内容の種類あるいは規模が大きく変更されたデータバンクは、その変更が種類あるいは規模に応じて大きな投資を必要とするとき、新しいデータバンクとみなされる。

(2) この法律の意味でのデータバンクメーカーとは1項の意味での投資を行った者をいう。

§87b データバンクメーカーの権利

(1) データバンクメーカーはデータバンク全体、あるいはデータバンクの種類あるいは規模の点で本質的な部分をコピーし、流布させ、公開表現する専一の権利を有する。データバンクの、

種類あるいは規模の点で非本質的な部分の繰返しの組織的なコピー、流布、公開表現は、これらの行為がデータバンクの通常の利用に反するか、あるいはデータバンクメーカーの正当な権利を大きく侵害するとき、データバンクの種類あるいは規模の点で本質的な部分のコピー、流布、公開表現と同等である。

(2) §17、2項および§27、2および3項が準用される。

#### §87c データバンクメーカーの権利の制限

(1) データバンクの種類あるいは規模の点で本質的な部分のコピーは以下の場合許容される：

1. 個人利用；これはその要素が個々に電子的手段でアクセス可能なデータバンクには適用されない。
2. 自身の学術的利用で、コピーがこの目的に適い、学術的利用を営業目的にしないという条件で。
3. 自身の利用で、学校教育、一般教育・再教育の非営業目的施設、および職業教育で1クラスに必要な数だけ。

2. と 3. では入手源を明らかにすること。

(2) データバンクの種類あるいは規模の点で本質的な部分のコピーは、裁判所、仲裁裁判所、官庁での法律手続、ならびに公共安全の目的に対して許容される。

#### §87d 権利の期間

データバンクメーカーの権利はデータバンク公開の15年後に消滅する。しかしデータバンクが作成後15年以内に公開されなかった場合、作成後15年ですでに消滅する。期間は§69に従って計算すること。

#### §87e データバンク利用に関する契約

データバンクメーカーの同意のもとに売却によって流通させられたデータバンクコピーの所有者に、あるいは他のルートによりその使用の権利を有する者に、あるいはデータバンクメーカーとの間で、もしくはデータバンクメーカーの同意により第三者との間で締結された契約に基づきデータバンク作品にアクセスできる者に、データバンクの、種類あるいは規模の点で非本質的な部分のコピー、流布、公開表現を行わないとの義務をデータバンクメーカーに対して負わせるような契約合意は、これらの行為はデータバンクの通常の利用に反するものでもなく、データバンクメーカーの正当な権利を大きく侵害するものでもないため、無効である。」

7. §108、1項でNo.7のあとに次のNo.を入れる：

「8. §87b、1項に反してデータバンクを利用する、」

8. §119、3項で「写真」のあとの「および」をコンマに変え、「録音媒体」のあとに「および§87b、1項により保護されたデータバンク」を入れる。

9. §127のあとに次の§127aを入れる：

「§127a データバンクメーカーの保護

(1) §87bにより与えられる保護はドイツ国民およびこの法律の適用領域に所在する法人が受ける。§120、2項を適用のこと。



(2) ドイツ法あるいは§120、2項 No. 2 に記載した国の法で設立された、法律の適用領域に所在しない法人が§87bにより与えられる保護を受けるのは次の場合である：

1. その本社総務部あるいは主要所在地が§120、2項 No. 2 に記載した国の1つの地域にある、あるいは
2. その定款に基づく所在地がこれらの国の1つの地域にあり、その活動がドイツ経済あるいはこれらの国の1つの経済に実際に結びついている。

(3) ちなみに、外国人および外国法人は EC が第3国と締結する国家条約および協定の内容による保護を受ける。これらの協定は連邦法務省により連邦法官報に発表される。

10. §137fのあとに次の§137gを入れる：

「137g 指令 96/9/EC 実施のための暫定規定

(1) §23、2段、§53、5項、§55a および§63、1項2段は 1998年1月1日以前に作られたデータバンクにも適用のこと。

(2) 第2部第6章の規定は 1983年1月1日と 1997年12月31日の間に作られたデータバンクにも適用のこと。これらの場合保護期間は 1998年1月1日に始まる。

(3) §55a と §87e は 1998年1月1日以前に締結された契約には適用されない。

#### 第8条 価格表示法の改正

1984年12月3日付価格表示法（連邦法官報 I p. 1429）§1に次の段をつけ加える：

「電子情報・通信サービスの仕事では、連続作業の価格水準の表示についての規定も設けることができる」

#### 第9条 価格表示命令の変更

1985年3月14日付価格表示命令（連邦法官報 I、p. 580）は、前回 1992年10月14日付命令（連邦法官報 I、p. 1765）によって改正され、今回以下のように変更する：

1. §3、1項に次の文をつけ加える：

「画面表示もサービスオファの場所である。サービスが画面表示によって行われ、単位によって計算されるときは、連続利用の価格について別個の表示を無償でオファすること」

2. §8、2項 No. 2 は次のように変更する：

「2. 価格リストの作成、取付け、もしくは利用提供、あるいは価格表示オファについての§3、1項、1、2、4段あるいは2項、いずれも§2、5項と結びついて、」

#### 第10条 統一規定等級への復帰

価格表示規定で、第8条に基づく部分は価格表示法§1の権限により法規命令により変更することができる。

#### 第11条 発効

この法律は、1998年1月1日に発効する第7条を除き、1997年8月1日に発効する。

連邦参議院の憲法に基づく諸権利は保持される。  
上記法律はこれによって認証され、連邦法公報で公布される。

ベルリン、1997年7月22日

連邦大統領	ローマン・ヘルツォーク
連邦総理大臣	Dr. ヘルムート・コール
連邦教育・学術・研究・テクノロジー大臣	Dr. ユルゲン・リュットガース
連邦内務大臣	カンター
連邦法務大臣	シュミット=ヨルチヒ
連邦財務大臣	テオ・ヴァイゲル
連邦経済大臣	ギュンター・レクスロート
連邦家族・高齢者・婦人・青少年大臣	クラウディア・ノルテ
連邦郵便・通信大臣	ヴォルフガング・ベッチ